

山梨県公報

号外第三十四号

平成三十年

七月二十日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第十九号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の八第四項中「自動車税」を「徴収金」に、「納税者」を「納税者等」に、「第七十三条第一項」を「第七十三条」に改める。
第五条の十を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県公報号外 第三十四号 平成三十年七月二十日

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条第一項中「第五条」を「第七条」に、「不均一の課税を」を「課税免除又は不均一の課税を」に、「不均一課税申請書」を「課税免除・不均一課税申請書」に改め、同項第二号中「不均一課税」を「課税免除又は条例第五条の規定による不均一の課税」に改め、同項第三号中「第四条」の下に「の規定による課税免除又は条例第六条」を加え、同条第二項中「不均一の」を「課税免除又は不均一の」に、「不均一課税申請書」を「課税免除・不均一課税申請書」に改め、同条第三項中「不均一課税申請書」を「課税免除・不均一課税申請書」に、「不均一の」を「課税免除又は不均一の」に改める。

第三条第一項中「第七条」を「第九条」に改める。

第一号様式中「不均一課税申請書」を「課税免除・不均一課税申請書」に、「第五条」を「第七条」に、「不均一の課税を申請し」を「(課税免除・不均一の課税)を申請し」に、「不均一の課税を受け」を「課税免除・不均一の課税を受け」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式注1(2)中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同様式注1(6)中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式注2及び別表1備考中「不均一課税申請」を「課税免除申請」に改め、同様式別表2中「不均一課税」を「課税免除」に改める。
第二号様式中「第7条」を「第9条」に改め、同様式注中「第3条」を「第3条又は第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年七月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「を承認したときは加入等承認通知書(第五号様式)を、承認しないときは加入等不承認通知書(第六号様式)を交付する」を「があつたときは、書面により申込者に、加入等を承

認し、又は承認しない旨を通知する」に改め、同条第四項中「第七号様式」を「第四号様式」に、「第七号様式の二」を「第五号様式」に改める。

第六条第三項中「第八号様式」を「第六号様式」に改め、同条第四項中「掛金減額承認・不承認通知書（第九号様式）」を「書面」に、「掛金の」を「掛金の」に改める。

第七条第一項中「給付請求は」を「給付の請求は」に、「第十号様式」を「第七号様式」に改め、同項第一号ア中「第十一号様式」を「第八号様式」に改め、同項第二号ア中「第十二号様式」を「第九号様式」に改め、同条第二項中「に定める年金の給付請求」を「の年金の給付の請求」に、「年金給付決定通知書（第十三号様式）」を「その旨を記載した書面」に、「第十四号様式」を交付し、給付を「第十号様式」を、年金の給付に、「年金（加算額）不支給決定通知書（第十五号様式）」を「その旨を記載した書面」に改める。

第八条中「第十六号様式」を「第十一号様式」に改める。

第九条第一項中「支給停止は、年金支給停止決定通知書（第十七号様式）」を「支給の停止は、年金の支給の停止を決定した旨を記載した書面」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「年金支給停止の」を「年金の支給の停止の」に、「年金支給停止解除決定通知書（第十八号様式）」を「年金の支給の停止を解除した旨を記載した書面」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条第一項中「給付請求は」を「給付の請求は」に、「第十九号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の弔慰金の給付の請求があつたときは、書面により請求者に、弔慰金の給付を決定し、又は当該請求を却下した旨を通知する。

第十条の二第一項中「給付請求は」を「給付の請求は」に、「第二十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の脱退一時金の給付の請求があつたときは、書面により請求者に、脱退一時金の給付を決定し、又は当該請求を却下した旨を通知する。

第十一条第一項中「第二十五号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十二条第一項中「第十七条各項」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同項第一号中「第二十六号様式」を「第十五号様式」に改め、同項第二号中「第二十七号様式」を「第十六号様式」に改め、同項第三号中「第二十八号様式」を「第十七号様式」に改め、同項第四号中「第二十九号様式」を「第十八号様式」に改め、同項第五号中「第三十号様式」を「第十九号様式」に改める。

第三号様式を削る。

第四号様式中「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ」を「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ（~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ）」に改め、同様式を第三号様式とし、第五号様式及び第六号様式を削り、第七号様式を第四号様式とし、第七号

様式の二を第五号様式とする。

第八号様式中「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ」を「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ（~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ）」に改め、同様式を第六号様式とし、第九号様式を削り、第十号様式を第七号様式とし、第十一号様式を第八号様式とし、第十二号様式を第九号様式とし、第十三号様式を削る。

第十四号様式中「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ」を「~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ（~~ハ~~ヲ~~ハ~~ニ~~シ~~テ）」に改め、同様式を第十号様式とし、第十五号様式を削り、第十六号様式を第十一号様式とし、第十七号様式及び第十八号様式を削り、第十九号様式を第十二号様式とし、第二十号様式及び第二十一号様式を削り、第二十二号様式を第十三号様式とし、第二十三号様式及び第二十四号様式を削り、第二十五号様式を第十四号様式とし、第二十六号様式を第十五号様式とし、第二十七号様式を第十六号様式とし、第二十八号様式を第十七号様式とし、第二十九号様式を第十八号様式とし、第三十号様式を第十九号様式とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。